

○公職選挙法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書） 第四十九条の八 選挙人は、法第四十八条の二第一項の規定による投票をしようとする場合には、選挙の当日に同項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる旨を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならない。</p> <p>（不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書） 第五十二条 第五十条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定による請求をする場合には、選挙人は、選挙の当日に法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる旨を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を併せて提出しなければならない。</p> <p>（後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数等） 第一百十条の五 法第四百三十三条第十六項第一号に規定する政令で定める立札及び看板の類の総数は、公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）一人につき又は同一の公職の候補者等に係る法第九十九条の五第一項に規定する後援団体（以下この条において「後援団体」という。）の全てを通じて、それぞれ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。</p>	<p>（期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書） 第四十九条の八 選挙人は、法第四十八条の二第一項の規定による投票をしようとする場合においては、同項各号に掲げる事由のうち選挙の当日自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならない。</p> <p>（不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書） 第五十二条 第五十条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定による請求をする場合には、選挙人は、法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由のうち選挙の当日自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を併せて提出しなければならない。</p> <p>（後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数等） 第一百十条の五 法第四百三十三条第十六項第一号に規定する政令で定める立札及び看板の類の総数は、公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）一人につき又は同一の公職の候補者等に係る法第九十九条の五第一項に規定する後援団体（以下この条において「後援団体」という。）の全てを通じて、それぞれ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。</p>

一 (略)

二 公職の候補者等が衆議院比例代表選出議員の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数。ただし、一の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区域においては、前号に定める数を超えることができない。

イ 当該選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が十以上十三以下である場合 公職の候補者等にあつては二十二、後援団体にあつては三十三

ロ (略)

三〇八 (略)

一 公職の候補者等が衆議院小選挙区選出議員の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 公職の候補者等にあつては十、後援団体にあつては十五

二 公職の候補者等が衆議院比例代表選出議員の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数。ただし、一の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区域においては、前号に定める数を超えることができない。

イ 当該選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が十以上十三以下である場合 公職の候補者等にあつては二十二、後援団体にあつては三十三

ロ 当該選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数を超え、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 公職の候補者等にあつては百、後援団体にあつては百五十。ただし、一の都道府県の区域においては、次号に定める数を超えることができない。

三 公職の候補者等が参議院比例代表選出議員の選挙に係るものであり、又は後援団体が参議院選挙区選出議員の選挙(参議院合同選挙区選挙を除く。)若しくは都道府県知事の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数

イ 当該都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数がある場合 公職の候補者等にあつては十二、後援団体にあつては十八

258 (略)

別表第三(第百九条関係)

選挙区	選挙事務所の数
北海道	
第六区	二箇所
第七区	二箇所
第八区	二箇所
第九区	二箇所
第十区	二箇所
第十一区	二箇所
第十二区	二箇所

258 (略)

別表第三(第百九条関係)

選挙区	選挙事務所の数
北海道	
第六区	二箇所
第七区	二箇所
第八区	二箇所
第九区	二箇所
第十区	二箇所
第十一区	二箇所
第十二区	二箇所

- ロ 当該都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が二を超える場合 公職の候補者等にあつてはその二を超える数が二を増すごとに二を十二に加えた数、後援団体にあつてはその二を超える数が二を増すごとに三を十八に加えた数
- 五 公職の候補者等が参議院合同選挙区選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 公職の候補者等にあつては二十四、後援団体にあつては三十六
- 六 公職の候補者等が都道府県の議会の議員、市の議会の議員若しくは指定都市以外の市の長の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 六
- 七 公職の候補者等が指定都市の長の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 十
- 八 公職の候補者等が町村の議会の議員若しくは長の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 四

岩手県	第二区	二箇所
福島県	第三区	二箇所
新潟県	第一区	二箇所
	第五区	二箇所
岐阜県	第四区	二箇所
兵庫県	第五区	二箇所
	第九区	二箇所
島根県	第一区	二箇所
香川県	第一区	二箇所
愛媛県	第二区	二箇所
長崎県	第二区	二箇所
	第三区	二箇所
鹿児島県	第二区	三箇所
	第四区	二箇所
沖縄県	第四区	三箇所

岩手県	第二区	二箇所
(新設)		
新潟県	第二区	二箇所
	第六区	二箇所
岐阜県	第四区	二箇所
兵庫県	第五区	二箇所
	第九区	二箇所
島根県	第一区	二箇所
香川県	第一区	二箇所
愛媛県	第二区	二箇所
長崎県	第二区	二箇所
	第三区	三箇所
鹿児島県	第二区	三箇所
	第四区	二箇所
沖縄県	第四区	三箇所

別表第五（第二百二十七条関係）

都道府県知事の選挙が行われる区域	参議院選挙区 選出議員の選挙区	北海道	選挙区又は選挙が行われる区域	額
			北海道第六区、第七区、第八区、第九区、第十区、第十一区及び第十二区、岩手県第二区、福島県第三区、新潟県第一区及び第五区、岐阜県第四区、兵庫県第五区及び第九区、島根県第一区、香川県第一区、愛媛県第二区、長崎県第二区及び第三区並びに鹿児島県第四区	
北海道	北海道	北海道	北海道第六区、第七区、第八区、第九区、第十区、第十一区及び第十二区、岩手県第二区、福島県第三区、新潟県第一区及び第五区、岐阜県第四区、兵庫県第五区及び第九区、島根県第一区、香川県第一区、愛媛県第二区、長崎県第二区及び第三区並びに鹿児島県第四区	二千三百五十万円
三千二十万円	二千九百万円	三千二十万円	二千三百三十万円	

別表第五（第二百二十七条関係）

都道府県知事の選挙が行われる区域	参議院選挙区 選出議員の選挙区	北海道	選挙区又は選挙が行われる区域	額
			北海道第六区、第七区、第八区、第九区、第十区、第十一区及び第十二区、岩手県第二区、新潟県第二区及び第六区、岐阜県第四区、兵庫県第五区及び第九区、島根県第一区、香川県第一区、愛媛県第二区並びに鹿児島県第四区	
北海道	北海道	北海道	北海道第六区、第七区、第八区、第九区、第十区、第十一区及び第十二区、岩手県第二区、新潟県第二区及び第六区、岐阜県第四区、兵庫県第五区及び第九区、島根県第一区、香川県第一区、愛媛県第二区並びに鹿児島県第四区	二千三百五十万円
三千二十万円	二千九百万円	三千二十万円	二千三百三十万円	